

保育料等の料金体系（令和8年度～）

認定区分・年齢	1号認定（満3歳児～5歳児）		2号認定（満3歳児～5歳児）		3号認定（0歳児～2歳児）		2歳児預かり
教育・保育時間帯	8：00～14：00		7：00～18：00		7：00～18：00		8：00～14：00
区分	1号認定	新2号認定	満3歳児	3歳児～5歳児	住民税非課税	課税対象	一時預かり
保育の必要の有無	保育の必要なし	保育の必要あり	保育の必要あり		保育の必要あり		保育の必要なし
保育料	無償	無償	応能負担 ※ 住民非課税世帯は無償 ※ 多子世帯：就学前の第2子は半額、第3子は無償	無償	無償	応能負担 ※ 住民非課税世帯は無償 ※ 多子世帯：就学前の第2子は半額、第3子は無償	毎月 20,000円
特定負担金 (実費徴収：給食代等)	毎月 3,000円 ※ 多子世帯：長子小3以下の第3子は無償 ※ 住民非課税世帯は無償		毎月 5,400円 ※ 住民税非課税世帯は無償 ※ 多子世帯：就学前の第3子は無償				毎月 3,000円
預かり保育料	1日 450円 または 月極 7,500円 (土曜日を除く)	無償 (3歳児～5歳児) ※ 満3歳児は住民税非課税世帯のみ無償（新3号認定）					1日 450円 または 月極 7,500円 (土曜日を除く)
土曜日	1日 1,000円	1日 500円					1日 1,000円
長期休み	1日 650円 (450円+給食費200円)または 月極 7,500円+給食費 (土曜日を除く)	給食費 1日 200円					1日 650円 (450円+給食費200円)または 月極 7,500円+給食費 200円 (土曜日を除く)
延長保育料 18：00～19：00	1回 300円 または 月極 4,500円						

※ 3歳児と満3歳児の違い

3歳児：3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

満3歳児：3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども

※ 新2号認定・新3号認定は、新たに認定申請を行う必要があります。

※ 新2号認定の保育を必要とする事由：就労（1か月60時間以上）、疾病、障害、妊娠、出産、介護、看護、就学、求職活動など

※ 1号認定児（新2号認定児を含む）と2歳児預かり児の預かり保育料（預かりをキャンセルする場合は、2日前から給食代200円が発生します。）

○ 平日（7：00～8：00, 14：00～18：00）の預かり保育料は、1日450円です。月極は7,500円です。

○ 土曜日（7：00～18：00）の預かり保育料は、1号認定児と2歳児預かり児は、1日1,000円です。新2号認定児は、1日500円です。

○ 長期休暇（7：00～18：00）の預かり保育料は、1日650円です。（450円+給食費200円）新2号は、1日200円です。

※ 2歳児預かり児の月極預かり料は、1か月23,000円です。

※ 延長保育料（18：00～19：00）は、1回300円です。延長保育料の月極は4,500円です。